健康診断と環境測定のご案内

当協会では（一財）全日本労働福祉協会と共催で、会員事業場を対象に健康診断及び環境測定を実施しています。お問合せは当協会までお願いします。

１　健康診断

1. 定期健康診断

常時使用する労働者に対して、労働安全衛生法第６６条第１項により

１年以内ごとに１回、定期に健康診断を実施することが義務付けられて　います。なお、深夜業等有害な業務に従事する労働者に対しては６か月に１回となっています。

1. 特殊健康診断

有機溶剤業務等の一定の有害な業務に従事する労働者に対しては労働

安全衛生法第６６条第２項に基づき、６月以内ごとに１回、定期に健康診断を実施することが義務づけられています。

※労働安全衛生法施行令第２２条参照

　　　<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm>

２　環境測定

　　有害な業務を行う屋内作業場等で、一定のものについては労働安全衛生法第６５条に基づき、作業環境測定の実施が義務付けられています。

　　　　　　※労働安全衛生法施行令第２０条参照

　　　　　　　<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm>

＜お問合せ先＞

　　１　一般社団法人常総労働基準協会

　　　　　　　　電話０２９７－２２－０９４９

　　　　　　　<https://roukiren-joso.org/>

　　２　一般財団法人全日本労働福祉協会　茨城県支部

　　　　　　　　電話０２９９－３７－８８５５

　　　　　　　<http://zrf.or.jp/ibaraki/>